

専決処分の報告について

秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、別紙のとおり専決処分したので、地方自治法第180条第2項の規定により報告する。

令和5年6月6日提出

秦野市長 高橋昌和

専 決 処 分 書



秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例について、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき、市長において別紙のとおり専決処分する。

令和5年5月8日

秦野市長 高橋 昌和



理由

国家公務員に準じて、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る保健衛生手当の特例を廃止することについて早急に対応する必要があるため、改正する。

秦野市条例第 1 1 号

秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成 2 年秦野市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

附則第 4 項を削る。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。



秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて

1 経過

本市では、国家公務員に準じて、職員が新型コロナウイルス感染症から市民等の生命及び健康を保護する緊急の処置に係る作業に従事したときは、1日につき3,000円、同感染症の患者又はその疑いのある者の身体に接触し、又はこれらの者に長時間にわたり接して行う作業に従事したときは、1日につき4,000円を保健衛生手当の特例として支給しています。

しかし、国では、本年5月8日に感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律上の新型コロナウイルス感染症の位置付けが、新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更されたことを受け、同日付けで人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症に対する特殊勤務手当が廃止されました。

このことを踏まえ、本市においても同様の処置をとることについて早急に対応する必要があったことから、秦野市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正することについて、地方自治法第180条第1項の規定による「議会の委任による市長の専決処分について」に基づき専決処分したため、同条第2項の規定により報告するものです。

2 改正の内容

特殊勤務手当のうち、新型コロナウイルス感染症対策業務に係る保健衛生手当の特例を規定している附則第4項を削除します。

3 施行日

公布の日から施行します。